

(参考)

I . 規程の例

II . 契約書の例

I. 規程の例

ここでは、職務発明に係る権利の承継等及びその対価について定める「規程」（一般的には、「職務発明取扱規程」「職務発明報償規程」等と呼ばれています）において規定されていることが多い事項や規定されることが想定される事項について、参考とさせていただけるよう必要最小限の範囲で具体的な条項を例示しています。

ただし、新職務発明制度下においては、各使用者等と従業者等の事情に応じた規程が定められることが望ましいと考えられます。これらの条項はあくまでも現行の「規程」を中心に参考として例示しているものであり、条項の内容がこのようなものでなければならぬとか、これらの条項を採用しなければならないとか、ここで例示されていない条項は採用してはいけないなどということは一切ありません。また、これらの条項を採用していれば、不合理性が否定されるというものでもありません。

今後、改正法下で策定される実際の「規程」の蓄積を踏まえて、規程例の見直しを行うこととしております。

1. 総則

(1)規程作成に当たっての目的、(2)用語の定義、などについて規定する。

(1) 目的

例1

第〇条 この規程は、従業者が行った発明の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

例2

第〇条 この規程は、従業者が発明をした場合の取扱いについて定め、従業者による発明を奨励し、その保護及び活用を図ることにより、社業の発展に資することを目的とする。

(2) 用語の定義

例1

第〇条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職務発明 その性質上会社の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が会社における従業者の現在又は過去の職務に属する発明として第〇条に基づいて会社が認定したものをいう。
- 二 発明者 発明をした従業者をいう。
- 三 従業者 期間の定めの有無を問わず会社が雇用する者と会社の役員をいう。

例2

第〇条 この規程において「職務発明」とは、その性質上会社の業務範囲に属し、かつ、従業者がこれをするに至った行為が当該従業者の会社における現在又は過去の職務範囲に属する発明をいう。

2. 発明の届出など

(1)発明の届出、(2)職務発明であるか否かの認定などについて規定する。

(1) 発明の届出

例1

- 第〇条 会社の業務範囲に属する発明を行った従業者は、速やかに発明届（第〇号様式）を作成し、所属長に届け出なければならない。
- 2 所属長は、従業者から前項の届出を受けたときは、次の各号に定める事項についての意見を付し、速やかに〇〇〇〇部長（知的財産部門の長）に回付しなければならない。
- 一 届け出られた発明が職務発明に該当するか否か
 - 二 当該職務発明に係る権利を承継することの要否
 - 三 当該職務発明をした者それぞれの寄与率
 - 四 当該職務発明について特許出願することの要否
- 3 所属長は、前項の場合において職務発明に係る権利を承継する必要があると判断するときは、次の書類を〇〇〇〇部長に提出するものとする。
- 一 当該職務発明に関する明細書案（第〇号様式）
 - 二 当該職務発明に関して共同出願契約が存在するときは、その共同出願契約書

例2

- 第〇条 会社の業務範囲に属する発明を行った従業者は、速やかに発明届（第〇号様式）を作成し、所属長を経由して会社に届け出なければならない。
- 2 前項の発明が二人以上の者によって共同でなされたものであるときは、前項の発明届を連名で作成するとともに、各発明者の寄与率を記入するものとする。

(2) 職務発明の認定

例1

- 第〇条 〇〇〇〇部長は、第〇条の届出に係る発明について、次の各号に定める事項を決定し、又は認定するものとする。
- 一 届け出られた発明が職務発明に該当するか否か
 - 二 当該職務発明に係る権利を承継することの要否
 - 三 当該職務発明をした者それぞれの寄与率
- 2 〇〇〇〇部長は、前項の決定又は認定の内容を、当該発明を行った従業者に、その所属長を経由して、速やかに通知するものとする。

3. 権利の承継など

(1) 権利の承継、(2) 権利の処分などについて規定する。

(1) 権利の承継

例1

第〇条 会社は、職務発明に係る権利を承継する旨を当該職務発明を行った従業者に通知したときは、意思表示その他何らの手続を要せず、当該職務発明につき特許を受ける権利を当該従業者から承継する。

2 会社が職務発明に係る権利を承継しない旨を通知した場合には、会社は、当該職務発明についての通常実施権を留保するものとする。

例2

第〇条 職務発明については、会社が発明者から特許を受ける権利を承継する。ただし、会社がその権利を承継する必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の承継は、会社が発明者から権利の譲渡証書を受領することによって行われるものとする。

(2) 権利の処分

例

第〇条 会社は、職務発明について特許を受ける権利を承継したときは、当該職務発明について特許出願を行い、若しくは行わず、又はその他処分する方法を決定する。

2 会社の特許を受ける権利を承継した職務発明について特許出願を行わない旨の決定は、会社の当該職務発明についての特許を受ける権利を承継しない旨の決定とはみなさない。

3 出願の形態及び内容については、会社の判断するところによる。

4 職務発明について特許を受ける権利を会社に譲渡した従業者は、会社の行う特許出願その他特許を受けるために必要な措置に協力しなければならない。

5 会社は、特許を受ける権利を承継した職務発明について、特許権を取得し、又は特許権を維持する必要がないと認めたときは、当該特許を受ける権利を放棄し、当該特許出願を取り下げ、又は当該特許権を放棄することができる。

4. 対価の決定

(1)対価の算定方法、(2)対価の支払時期、(3)発明者からの意見の聴取（I. 基礎編第5章参照）などについて規定する。

(1) 対価の算定方法

例1

第〇条 会社は、第〇条の規定により職務発明について特許を受ける権利を発明者から承継したときは、発明者に対し次の各号に掲げる対価を支払うものとする。

- 一 出願時支払金
- 二 登録時支払金

2 前項の対価は、〇〇〇〇部長が認定した発明者寄与率に基づき、各発明者に配分されるものとする。

3 第1項の対価は、別に定める実施細則（以下「実施細則」という。）に基づき算定するものとする。

例2

第〇条 会社は、第〇条の規定により職務発明について特許を受ける権利を発明者から承継したときは、発明者に対し次の各号に掲げる対価を支払うものとする。

- 一 登録時支払金
- 二 利益発生時支払金

2 前項の対価は、〇〇〇〇部長が認定した発明者寄与率に基づき、各発明者に配分されるものとする。

3 第1項の対価は、別に定める実施細則（以下「実施細則」という。）に基づき算定するものとする。

(2) 対価の支払時期

例1

第〇条 第〇条に定める対価は、出願時支払金については出願後速やかに支払うものとし、登録時支払金については登録後速やかに支払うものとする。

例2

第〇条 第〇条に定める対価は、登録時支払金については登録後速やかに支払うものとし、利益発生時支払金については当該特許に基づく利益が別に定める方法により確認された後速やかに支払うものとする。

(3) 発明者からの意見の聴取 (I. 基礎編第5章参照)

例1

第〇条 発明者は、会社から支払われた対価に異議があるときは、その対価の受領日から〇日以内に、知的財産部に対して異議申立書(第〇号様式)を提出することにより異議の申立てを行うことができる。

2 知的財産部は、発明者が前項の規定により異議を申し立てたときは、その異議の内容を検討するに当たっては、発明者に意見を述べる機会を与えなければならない。

例2

第〇条 発明者は、会社から支払われた対価に異議があるときは、その対価の受領日から〇日以内に、発明委員会に対して異議申立書(第〇号様式)を提出することにより異議の申立てを行うことができる。

2 発明委員会は、発明者が前項の規定により異議を申し立てたときは、その異議の内容を検討するに当たっては、発明者に発明委員会に出席し、自らの意見を述べる機会を与えなければならない。

5. 発明委員会

(1)発明委員会の設置、(2)発明委員会の審議事項などについて規定する。

(1) 発明委員会の設置

例

第〇条 この規程に関する事項を実施するために発明委員会を設置し、その事務局を〇〇〇〇部とする。
2 発明委員会の委員長は、執行役員の中から社長が任命し、委員は、委員長が指名する。

(2) 発明委員会の審議事項

例

第〇条 発明委員会は、委員長の召集により開催し、次の各号に定める事項について審議を行う。
一 〇〇〇…
二 〇〇〇…
三 〇〇〇…
2 第〇条に基づく異議の申立てに関する事項については、前項の規定にかかわらず、必要に応じて発明委員会を開催し、審議を行うものとする。
3 発明委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決する。

6. 雑則

(1)制限行為、(2)秘密の保持義務、(3)職務発明ではない発明の取扱い、(4)従業員と社外の者との共同発明の取扱い、(5)退職者の発明、(6)出向者の発明、(7)外国における権利の取扱い、(8)実用新案権及び意匠権に関する準用、(9)規程の開示、(10)規程の改定などについて規定する。

(1) 制限行為

例1

第〇条 発明者は、会社が当該発明者の発明について、職務発明ではないと認定し、又は当該発明について特許を受ける権利を承継しない旨を決定しない限り、当該特許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

例2

第〇条 発明者は、職務発明の内容を会社の承認を得た後でなければ社外に発表してはならない。
2 発明者は、会社の許可なく職務発明について自ら実施し、自ら出願し、又は会社以外の者にその実施を許諾してはならない。
3 発明者は、会社の許可なく職務発明について特許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(2) 秘密の保持

例

第〇条 発明者及び発明に関係する者は、発明に関して、その内容その他発明者又は会社の利害に係る事項について、必要な期間中、秘密を守らなければならない。
2 前項の規定は、従業員が会社を退職した後も適用する。

(3) 職務発明ではない発明の取扱い

例

第〇条 会社は、第〇条の規定により、職務発明でないと認定した発明について、発明者から特許を受ける権利を譲渡したい旨の申出があったときは、当該発明について、特許を受ける権利を会社が承継するかどうかの決定をしなければならない。
2 職務発明でない発明に係る特許を受ける権利の承継については、会社と当該発明者間で別途契約を締結するものとする。

(4) 従業員と社外の者との共同発明の取扱い

例

第〇条 従業員が社外の個人、企業、大学その他の者と共同して行った発明であって、会社の業務の範囲に属するものについては、その従業員の特許を受ける権利の持分

の取扱いについても、この規程を適用する。

(5) 退職者の発明

例

第〇条 従業者が、会社在职期間中に完成した職務発明については、当該職務発明が完成したことが当該従業者の退職後に判明した場合であっても、この規程を適用する。

(6) 出向者の発明

例

第〇条 従業者が出向期間中にした発明の取扱いについては、会社と出向先との取決め及び会社と従業者との間の契約に従うものとする。

(7) 外国における権利の取扱い

例

第〇条 第〇条の規定により職務発明であると認定された発明について外国において特許を受ける権利は、会社が発明者から当該特許を受ける権利の譲渡証書（第〇号様式）を受領することによって承継する。

(8) 実用新案権及び意匠権に関する準用

例

第〇条 この規程は、実用新案法第2条第1項に規定する考案及び意匠法第2条第1項に規定する意匠について準用する。

(9) 規程の開示について

例

第〇条 会社は、この規程を本社、各支店及び各事業所に備置し、閲覧に供するものとする。

(10) 規程の改定について

例

第〇条 この規程は、必要に応じて改定を行うものとする。
2 この規程の改定にあたっては、会社と従業者とが協議を行うものとする。具体的な協議の方法については、別途協議実施細則にて定める。

7. 附則

(1) 附則

例

第〇条 本規程は平成 年 月 日から施行する。

(別紙) 対価の算定方式の例

参考として、現時点で企業において採用されている対価の算定方式の例（概要）について紹介します。

ただし、新職務発明制度下においては、各使用者等と従業者等の事情に応じた算定方式を採用されることが望ましいと考えられます。このため、この算定方式はあくまでも参考として例示しているものであり、方式の内容がこのようなものでなければならぬとか、この方式を採用しなければならないとか、ここで例示されていない方式は採用してはいけないなどということは一切ありません。また、これらの方式を採用していれば、不合理性が否定されるというものでもありません。

今後、以下の例については、改正法下で採用される実際の算定方式の蓄積を踏まえて見直しを行うこととしております。

1. 出願時に対価を支払う場合

例（出願時に一括して対価を支払う場合）

会社が発明者に支払う対価は、その発明に基づく出願時の期待利益の〇%とする。ただし、期待利益が〇〇円に満たないときは、利益が無いものとする。

2. 登録時に対価を支払う場合

例1（登録時に一括して対価を支払う場合）

会社が発明者に支払う対価は、その特許に基づく登録時の期待利益の〇%とする。ただし、年間の利益が〇〇円に満たないときは、利益が無いものとする。

例2（出願時と登録時に対価を支払う場合）

会社が発明者に支払う対価の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 出願時に〇〇円
- 二 登録時に〇〇円
- 三 登録時点において実施料収入のある場合は、別表1に定める額

別表1

登録時に支払う対価	A ランク 〇〇万円に、実施料収入が〇〇万円を超える部分について、〇〇万円ごとに〇〇万円を加えた額	B ランク 〇〇万円	C ランク 〇〇万円
当該職務発明に関する実施料収入	〇〇万円以上	〇〇万円以上 〇〇万円未満	〇〇万円以上 〇〇万円未満

3. 利益に応じた対価を支払う場合

例

会社が発明者に支払う対価は、その特許に基づく利益の○%とする。ただし、年間の利益が○○円に満たないときは、利益が無かったものとする。

II. 契約書の例

職務発明が行われる頻度が少ない企業等においては、職務発明に係る権利の予約承継や対価を決定するための基準をあらかじめ定めることなく、職務発明が行われるたびに、権利の承継やその対価について使用者等と発明者である従業者等との間で契約を締結するという方法も考えられます。参考として、その場合に作成する契約書の例の概要について紹介します。

ただし、新職務発明制度下においては、各使用者等と従業者等の事情に応じた契約が締結されることが望ましいと考えられます。これらの条項はあくまでも参考として例示しているものであり、条項の内容がこのようなものでなければならぬとか、これらの条項を採用しなければならないとか、ここで例示されていない条項は採用してはいけないなどということは一切ありません。また、これらの条項を採用していれば、不合理性が否定されるというものでもありません。

今後、改正法下で締結される実際の契約の蓄積を踏まえて、契約書例の見直しを行うこととしております。

契 約 書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、本契約書別紙にその概略を掲げる発明（以下「本発明」という。）の特許取得について、次のとおり契約する。

第〇条 乙は、本発明に基づく特許を受ける権利及び特許権（以下「本特許権」という。）を甲に譲渡する。

第〇条 本特許権に係る出願、登録、維持に要する費用は、甲が負担する。

2 ……………

（例1）

第〇条 甲は、対価として〇〇円を乙に支払う。

（例2）

第〇条 本特許権が登録された場合、甲は、その時点での期待利益に基づいて対価を算定し、これを乙に支払う。

（例3）

第〇条 甲が本特許権の実施者から実施料を徴収した場合には、その〇%を対価として乙に支払う。

（例4）

第〇条 本特許権に基づいて利益が生じた場合、甲は、その〇%を対価として乙に支払う。

第〇条 乙は、甲から支払われた対価に異議があれば、異議の申立てを行うことができる。

第〇条 ……………

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保管するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇 〇〇